

青梅市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 6 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

都市計画法にもとづく開発行為により整備された公園 1 か所を、都市公園として設置したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市公園条例の一部を改正する条例

青梅市公園条例（昭和 4 1 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 都市公園の表に次のように加える。

馬場公園	東京都青梅市師岡町 2 丁目 2 番地の 1
------	------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。